

平成29年(ネ)第5012号 九条俳句不掲載損害賠償等請求控訴事件

控訴人(一審原告)



被控訴人(一審被告)

さいたま市

控訴人準備書面(6)

平成30年2月16日

東京高等裁判所 第2民事部 御中

控訴人訴訟代理人	弁護士	佐々木	新	一
同	弁護士	久保田	和	志
同	弁護士	石川	智	



控訴人が、控訴人準備書面(1)9頁第3項で指摘した「別表審理漏れ一覧表」は
本書面添付のとおりである。

以上

(別表 審理漏れ一覧表)

	判断漏れの争点	控訴人ら原審準備書面主張箇所	原審での控訴人らの主張(要旨)	控訴理由書該当箇所	備考
1	さいたま市が本件九条俳句の掲載を拒否したことは、正当な理由がない利用の拒否(地方自治法244条2項)違反である。	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状29頁 ・原告準備書面(1)28頁以下 ・原告準備書面(8)6頁以下 ・原告準備書面(13)26頁以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・三橋公民館の建物を中心とする人的・物的施設と三橋公民館だよりは一体のものとして捉えられるべきであり、住民が三橋公民館だよりを利用することは、三橋公民館を利用したものといえるため、原告が三橋公民館だよりの紙面の一部を使って俳句を掲載してもらうことは、「公の施設」の利用(地方自治法244条1項)に該当し、 ・被告が本件九条俳句の掲載を拒否したことは、正当な理由がない利用の拒否となる。 	控訴人準備書面(1)10頁以下、控訴人準備書面(4)	判決文では、争点整理の内容からも本項目は外され、判断の中でも一言も触れられていない
2	さいたま市が本件九条俳句の掲載を拒否したことは、不当な差別的取扱を禁止した地方自治法244条3項違反である。	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状29頁 ・原告準備書面(1)29頁以下 ・原告準備書面(8)6頁以下 ・原告準備書面(13)26頁以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・被告が本件九条俳句の内容に着目し、この俳句は掲載できないとした点が、不当な差別的取扱(地方自治法244条3項)に違反する。 	控訴人準備書面(1)10頁以下、控訴人準備書面(4)	判決文では、争点整理の内容からも本項目は外され、判断の中でも一言も触れられていない
3	さいたま市が本件九条俳句の掲載を拒否したことは、公民館の利用に関する規定である公民館条例21条に違反する。	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状35頁 ・原告準備書面(1)30頁以下 ・原告準備書面(13)27頁 	<ul style="list-style-type: none"> ・三橋公民館は地区公民館であり、公民館条例21条は、同条例8条、9条を準用している。センターの利用を制限することのできる事由を定める、公民館条例9条各号の要件については、地方自治法に定める公の施設の利用原則、社会教育23条の趣旨に基づき、限定的に解すべきであり、本件が同条項各号に当たらないことは明らかであるため、本件俳句の掲載拒否は、同条例21条に違反する。 		判決文では、争点整理の内容からも本項目は外され、判断の中でも一言も触れられていない
4	さいたま市が本件九条俳句の掲載を拒否したことは、公の施設利用権の拒否及び差別的取扱を禁止した地方自治法244条の類推適用があり、同条項違反である。	<ul style="list-style-type: none"> ・原告準備書面(8)5頁以下 ・原告準備書面(13)25頁以下 ・第15準備書面2頁ほか・第13準備書面 ・第17準備書面 	<ul style="list-style-type: none"> ・三橋公民館だよりの発行は、三橋公民館が行う「事業」(社会教育法20条)に当たり、本件俳句の掲載は、三橋公民館が行う事業を利用する行為といえる。住民が公の施設が行う事業を利用する場合であっても、地方自治法244条が定める公の施設利用権の平等原則が適用されるべきであることから、仮に、三橋公民館だよりの利用が「公の施設」の利用(地方自治法244条)に直接は当たらないと判断されたとしても、同規定が類推適用される。本件俳句の内容に着目して、不掲載としたことは、平等原則に違反し、同規定に違反する。 	控訴人準備書面(1)10頁以下、控訴人準備書面(4)	判決文では、争点整理の内容からも本項目は外され、判断の中でも一言も触れられていない
5	本件九条俳句の内容に着目して、不掲載措置を取ったことが不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない注意義務(社会教育法12条)に違反する。	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状27頁 ・原告準備書面(1)13頁以下 ・原告準備書面(12)17頁以下 ・原告準備書面(17)6頁以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法12条の根本的な保護法益が住民の学習権及び学習・社会教育の自由にあることから、公民館職員は、「社会教育関係団体及びその構成員に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない注意義務」が課されており、ことに、当該職員が従事する公民館で活動する社会教育関係団体との関係においては、高度に求められるものと解されているのであり、本件俳句を不掲載とした行為は同義務違反であり、社会教育法12条に違反する。 	控訴人準備書面(1)11頁、同書面32頁以下	判決文では、争点整理の内容からも本項目は外され、判断の中でも一言も触れられていない
6	公民館利用者たる原告や原告の所属する三橋俳句会が求めているにも関わらず、本件九条俳句を不掲載としたことは、指導・助言の域を超えて命令監督を行ったものであり、命令監督を行ってはならない義務(社会教育法9条の3)に違反する。	<ul style="list-style-type: none"> ・原告準備書面(1)14頁 ・原告準備書面(12)18頁以下 ・原告準備書面(17)6頁以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法9条の3の意義に鑑みると、公民館職員には、「公民館利用者に対し、指導助言を行うことはできるが(助長奨励)、命令監督を行ってはならない義務」が課されており、本件俳句を不掲載とした行為は、命令監督をしたことにあたり、同義務に違反しており、社会教育法9条の3に違反する。 	控訴人準備書面(1)11頁以下、同書面32頁以下	判決文では、争点整理の内容からも本項目は外され、判断の中でも一言も触れられていない